

# 函館市 通学路交通安全プログラム

～通学路安全確保に関する取り組みの方針～

令和7年8月改訂

函館市通学路安全対策会議

## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、文部科学省、国土交通省および警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

函館市では、平成24年7月～8月に小学校の通学路において、道路管理者、警察、学校関係者等が連携して緊急合同点検を実施し、引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成26年5月に関係機関の連携体制を構築するための「函館市通学路交通安全プログラム」を策定し、必要な対策を講じてまいりました。

また、令和3年に千葉県八街市で下校途中の児童が死傷する事故が発生した際も、小学校通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策を講じてきたところであり、今後は、小学校・中学校・義務教育学校の通学路のほか、通学路と重ならない放課後児童クラブの来所・帰宅経路（以下「通学路等」という。）についても安全確保に向けた取り組みを行うため、「函館市通学路交通安全プログラム」を改訂し、引き続き、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、計画的かつ継続的に通学路等の安全対策に努めてまいります。

## 2 函館市通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置します。

区分	組織
学校関係者	小学校長会・中学校長会
	P T A 連 合 会（小学校，中学校）
	函館市教育委員会学校教育部教育指導課
	函館市教育委員会学校教育部教育政策課
	函館市教育委員会学校教育部保健給食課
放課後児童クラブ関係者	函館市子ども未来部子ども健やか育成課
道路管理者（国道）	函館開発建設部
道路管理者（道道）	函館建設管理部
道路管理者（市道）	函館市土木部道路管理課
	函館市土木部道路建設課

道路管理者（市道） ※各支所地域内の市道	函館市戸井支所産業建設課
	函館市恵山支所産業建設課
	函館市榎法華支所産業建設課
	函館市南茅部支所産業建設課
警察	北海道警察函館方面本部
	北海道函館方面函館中央警察署
	北海道函館方面函館西警察署
交通安全関係者	函館市市民部交通安全課
地域関係者	町会連合会

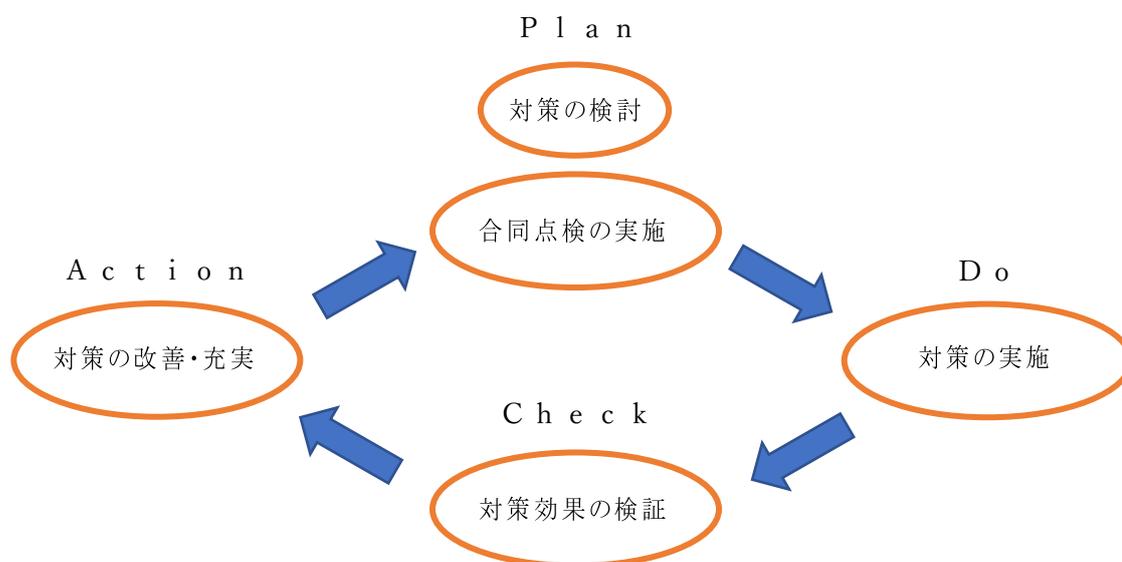
### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的な通学路等の安全確保を推進するため、合同点検を行うなど、効果的な対策を検討・実施するとともに、効果の検証も行いながら対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みをP D C Aサイクルに基づき実施し、さらなる安全性の向上を図ります。

#### 通学路等安全確保のためのP D C Aサイクル



## (2) 合同点検の実施・対策の検討

対策会議において通学路等の安全確保のための課題などを確認し、合同点検実施要領に基づき、道路管理者、警察、学校、放課後児童クラブ関係者等による合同点検を実施し、箇所ごとに道路整備などのハード対策または交通規制や交通安全教育などのソフト対策から具体的な対策方法を検討します。

## (3) 対策の実施

対策会議において決定した対策を計画的に実施します。また、必要に応じて、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

## (4) 対策効果の検証

対策実施後の箇所について、その後の効果や改善の必要性などについて、学校等に聞き取り調査を行うなどして検証します。

## (5) 対策の改善・充実

対策実施後の効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 箇所図，箇所一覧表の公表

点検・対策内容については、「対策一覧表」、「対策箇所図」を作成し、公表します。

## 5 用語の定義

### ○ 通学路

児童生徒が登下校のため、住居と学校を往復する道路のうち、学校長が通学路として指定する道路

### ○ 来所・帰宅経路

放課後児童クラブが設定する主たる来所・帰宅経路のうち、通学路と重ならない道路